

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

# 河川堤防緊急点検業務（特記仕様書）

## 1. 目的

本業務は、令和2年7月豪雨など、球磨川（熊本県）で発生した「堤防決壊」などを踏まえ、勝浦川をはじめ、県管理494河川で「バックウォーター現象」が発生する恐れがある区間のうち、人的被害等が想定される区間、要配慮者利用施設が立地している区間などを対象に、河川堤防の緊急点検を実施し、重要水防区域評価基準に基づいた設定見直し（案）を行いデータベース化を図るものである。

## 2. 業務内容

### （1）計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握したうえで、業務実施にあたって技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

### （2）資料収集・整理

業務に必要な河川に関する文献、既往洪水資料（被災履歴）、河川計画（全体計画書・河川整備計画等）、氾濫解析報告書、現況の河川形状データ（河川平面縦横断図、LPデータ）人口、世帯数、要配慮者利用施設等の情報を収集・整理する。

### （3）緊急点検対象河川の抽出

#### ①バックウォーター現象発生区間の抽出

（2）の資料をもとに、バックウォーター現象によって人的被害等の恐れがある支川を抽出する。

#### ②バックウォーター現象発生区間の現地確認

（3）①の対象河川で現地調査を行い、河川、流域、堤防及び堤内状況等を把握する。なお、現地確認の結果、現況河川形状が（2）の資料と大きく異なる場合は、監督員と協議し、適宜測量を実施する。

#### ③堤防点検対象河川の選定

被災履歴、堤防形状、河川状況（湾曲部・狭窄部）を踏まえ、本川の水位が高くなる区間に合流する支川で、甚大な被害が想定される支川を緊急点検対象河川（重点ポイント）として選定する。

### （4）河川堤防の緊急点検

洪水時における本川・支川の現況河道水位を推定し、堤防高さ、堤防幅、被災履歴等から、徳島県管理河川・重要水防区域評価基準（堤防漏水を除く）に基づいた、重要水防区域の設定見直しを行い、データベース化を図る。

(5) 被害状況の推定

特に多数の人的被害等が生じる恐れがある区間、要配慮者利用施設が立地している区間など 3～5 地区抽出し、堤防決壊等による洪水氾濫解析を実施し、バックウォーター現象による被害状況を推定する。なお、現況河道の水位はH-Q式または不等流計算等により適切な方法で推定する。

(6) 照査

業務の主要時点において、各種検討内容の照査を実施する。

(7) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時 1 回、中間時 1 回、成果納入時 1 回の 3 回とする。

(8) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。